

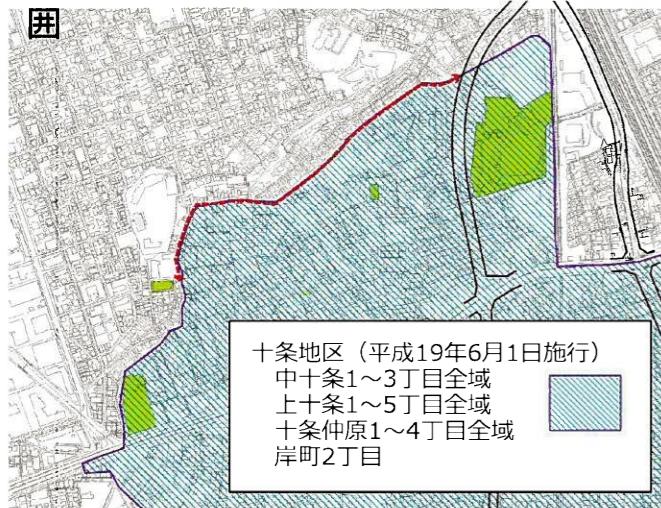
議題の(2) 新たな防火規制区域の導入（赤羽西3丁目、西が丘2丁目の一部への拡大）について

議題の(2)について、概要を示します。

主要生活道路C路線の沿道の建物の耐火性を強化するため、計画道路中心線から赤羽西3丁目と、西が丘2丁目の方向に15mの範囲について、新たな防火規制区域を導入します。

例えば、2階建ての建物（延床面積は100m²以下）を建築する場合、これまで木造建築物が可能でしたが、新たな防火規制区域が導入されると、準耐火建築物にする必要があります。

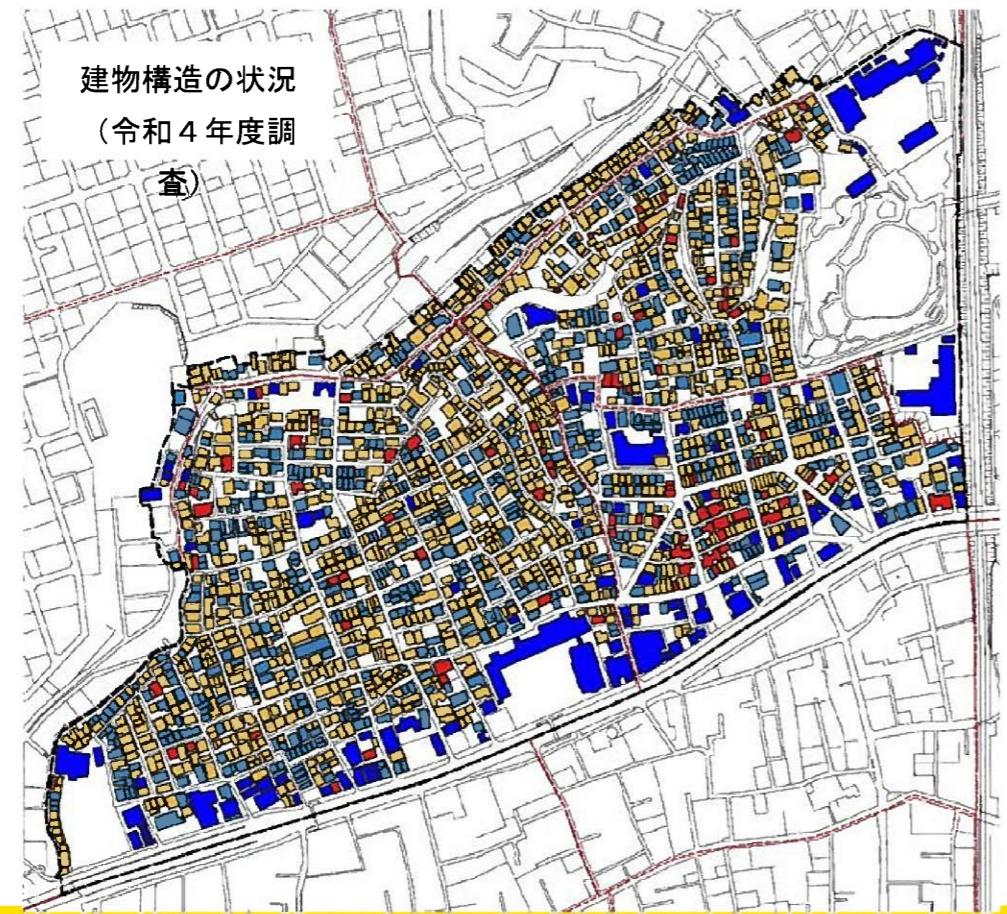
■現在の「新たな防火規制区域」の範囲



参考までに、令和4年度に調査した建物構造の状況を示します。

環七沿道や大街区を除くと、防火造が多くみられます。

- 耐火造
- 準耐火造
- 防火造
- 木造



北区防災まちづくり担当部防災まちづくり担当課

北区王子本町1-15-22 (電話: 03-3908-9162)

問い合わせ先

整備区域の拡大を検討しているため、赤羽西・西が丘の対象地域内にお住まいの方々にもご案内させていただいております。

十条北ブロック（上十条五丁目、十条仲原三・四丁目地区）

No.13

2023(令和6)年1月
発行

まちづくりニュース

発行／北区防災まちづくり担当部防災まちづくり担当課

令和5年度 第27回 十条北ブロック部会の主な活動報告

2023(令和5)年11月3日に、第27回十条北ブロック部会を北ノ台スポーツ多目的広場の体育館で開催しました。

最初に、9月1日が関東大震災の発生した1923(大正12)年9月1日からちょうど100年にあたることから、「関東大震災100年 改めて地震災害を考える」と題して報告を行いました。

次に、議題として、以下の3点について議事を行いました。

- (1) 主要生活道路の進捗等について
- (2) 新たな防火規制区域の導入（赤羽西3丁目、西が丘2丁目の一部への拡大）について [P4参照](#)
- (3) 地区計画の案について [P2・3参照](#)

最初の報告では、過去の特徴的な地震を振り返り、いつ発生するか分からない大地震への備えについて、共有しました。

過去の特徴的な地震

地震名	災害の特徴
関東大震災 1923年	延焼火災(約10万5千人以上が死亡・行方不明)
新潟地震 1964年	地盤の液状化による被害、コンビナート被害
宮城県沖地震 1978年	ブロック塀の倒壊による被害 死者28人中18人
阪神・淡路大震災 1995年	建物の倒壊、家具の転倒による被害 (死者等約6,400人)
新潟県中越地震 2004年	断層崩壊による土砂崩れ多発 震災関連死者65人中48人(行方不明含む)
東日本大震災 2011年	M9.0地震と津波被害により、死者約15,000人、行方不明約9,000人。原発事故を併発、各地で液状化被害
熊本地震 2016年	震度7の地震が同一地域で連続して発生するのは、震度7が設定された1949年以降初めて

十条北ブロック部会の様子



報告事項の共有は、クイズ形式（回答は1からの4の番号札の旗揚げ）で行いました。



議題の(3) 地区計画の案について

議題の(3)について、概要を示します。

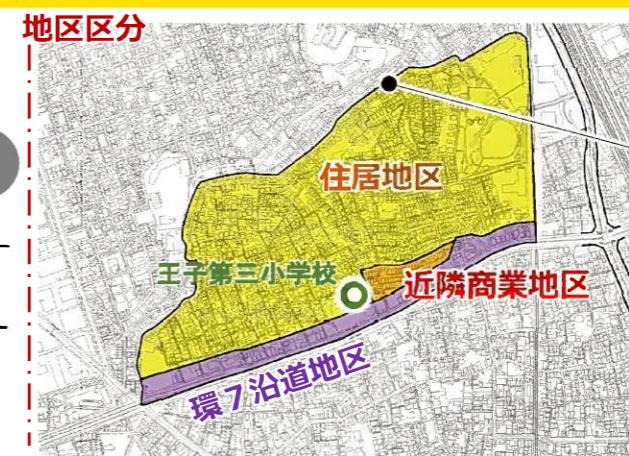
地区計画とは、地区のまちの将来像を共有し、実現するために、建築用途や敷地の最低限度などの地区のまちづくりのルールを定めた計画です。ブロック部会では下表に示す案を提示し、共有します。別紙のA3両面のアンケート調査票(P2・3)に対応します。

■建物と道路に関すること

地区区分	環7沿道地区	近隣商業地区	住居地区	アンケート設問番号
(1)用途の制限 (用途地域上建築可能な用途のうち、建築不可の建物)	①葬祭場 ②ホテル・旅館 ③風俗営業等 (カラオケボックス、パチンコ屋)		制限なし	問2-(1)
(2)敷地面積の最低限度 (土地を分割する場合の最低限の面積)	①80m ²	①65m ²		問2-(2)
(3)隣地における壁面の位置の制限 (敷地境界から壁面までの距離)	制限なし		①40cm以上	問2-(3)
(4)地区施設道路の指定 (道路幅員6mの主要生活道路に指定)	①主要生活道路A路線 (計画の中心線から3mで幅員6mの道路) ②主要生活道路C路線 ("")			問2-(4)
(5)地区施設道路沿道における壁面の位置の制限、工作物の制限 (主要生活道路について幅員6mを確保できるよう制限)	①主要生活道路A路線とC路線は、計画道路中心から3.0mは、建物の壁面を制限 ②" "	工作物の設置を制限		問2-(5)
(6)形態・色彩・意匠の制限 (建物の外壁の色などの制限)	①建物外壁の色彩は白、グレー、茶などを基調とする落ち着きのある色調 ②建物の屋根又は外壁の基調となる色彩は、 ・低・中彩度の範囲内を原則 ・周辺環境と調和した落ち着きのある色彩 ③形態・意匠は、 ・周辺の街並みと調和したもの ④屋外広告物の色彩、形態、意匠は、 ・周辺の街並みに配慮したもの ・回転灯は使用不可 ・腐朽し、腐食し、破損し又は燃焼しやすい材料は使用不可			問2-(6)
(7)垣・さくの構造の制限 (ブロック塀を制限)	①道路に面する側の垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とすること ※ただし、道路面から高さ50cm以内のブロック塀などの基礎はこの限りではない			問2-(7)

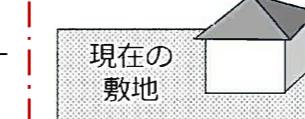
■土地利用に関するこ

地区区分	環7沿道地区	近隣商業地区	住居地区
○土地利用の方針 (地区ごとにどのようなまちとするかを、土地利用の点から誘導)	①環七の延焼遮断帯及び避難路の機能確保 ②環七沿道地区計画の整備方針に基づき、後背市街地への騒音に配慮 ③中高層住宅や商業・業務系施設を中心とした土地利用	①王三小の東側の道路沿道は、日常の買物など、利便性の高い近隣商業地として維持・向上	①低中層住宅を中心とした土地利用を誘導 ②敷地の細分化防止等により、木造密集地の防災性の向上と居住環境の改善 ③安全でゆとりと潤いのある住宅市街地の形成
○緑化の推進 (十条北ブロックの地形上の緑など、特性を活かした緑化の誘導)	①緑豊かな街並みを形成するため、 ・崖線の安全性を確保しつつ現存する緑の再生に努める ・生垣造成やベランダ緑化等による敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化 ・特に大規模敷地や公共空間においては積極的に取り組む		

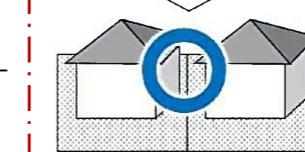


西が丘二丁目の一部、赤羽西三丁目の一部を含む

(2)敷地面積の最低限度



すでに65m²より小さい敷地は、現在のまま敷地として利用可



・分割後に65m²以上となる敷地では、建築可

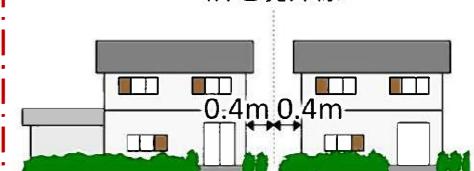


・分割後に65m²未満となる敷地では、建築不可

(4)地区施設道路の指定 (対象路線)



(3)隣地における壁面の位置の制限



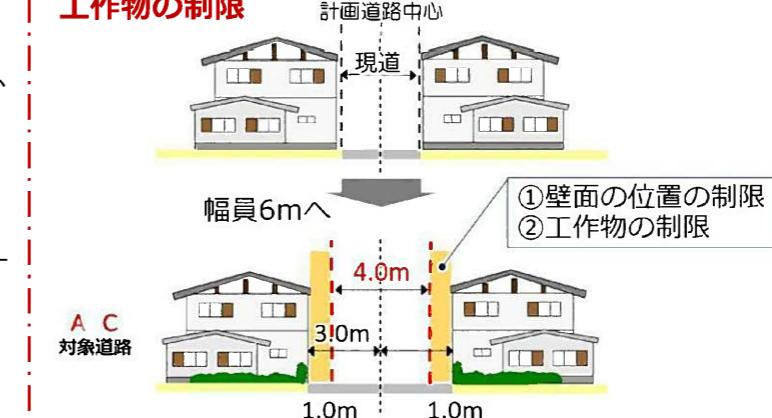
(6)形態・色彩・意匠の制限



(7)垣・さくの構造の制限



(5)地区施設道路沿道における壁面の位置の制限、工作物の制限



※ただし、道路面から高さ50cm以内のブロック塀などの基礎はこの限りではない